

平成 26 年 10 月 8 日

障害福祉サービス事業運営法人代表者 様

名古屋市健康福祉局障害福祉部
障害者支援課長

共同生活援助（グループホーム）における共同生活住居の取扱いについて

平素は本市の障害福祉行政にご尽力いただき、感謝申し上げます。

平成 26 年度において指定共同生活援助について基準省令及び解釈通知が改正され、また、平成 26 年 9 月 22 日付厚生労働省事務連絡により、解釈通知の留意点に関する通知がありました。

つきましては、本市における取扱いを下記のとおり定めましたので通知します。

記

1 平成 26 年度中の指定申請書受理分

次の（１）及び（２）の条件を満たす場合に限り、１つの建物内において複数の共同生活住居を設置することができる。

（１）玄関が別々にあり、それぞれ住居として独立性が確保されていること。

（２）１つの共同生活住居の入居定員は 10 人以下、１つの建物内の共同生活住居の入居定員の合計数は 20 人以下であること。

2 平成 27 年 4 月以降の指定申請書受理分

（１）マンション等の建物内において複数の共同生活住居を設置する場合

１つの建物内の共同生活住居の入居定員の合計数が 20 人以下（新築の建物の場合は 10 人以下）である場合は、建物内の全ての住戸を共同生活住居にすることができる。

（２）マンション等以外の建物であって 1 つの建物内に複数の共同生活住居を設置する場合

１つの建物内の共同生活住居の入居定員の合計数が 20 名以下（新築の建物の場合は 10 人以下）であること。

（３）マンション等以外の新築の建物で、1 つの建物内の共同生活住居の入居定員の合計数が 11 名以上 20 名以下の場合（（２）の特例）

次のア及びイの条件を満たす場合に限り、複数の共同生活住居を設置することができる。

ア 共同生活住居ごとの独立性を確保すること。

イ 地域生活支援拠点として位置付けられること。

本市における地域生活支援拠点とは、共同生活援助事業所に短期入所事業所を併設し、所在区の障害者基幹相談支援センターや地域の日中活動系事業所と連携を図る体制をいう。

なお、共同生活援助及び短期入所事業所を整備する際の国庫補助金の交付の有無については、地域生活支援拠点の要件とはしない。

(4) 平成 26 年度中に新築・改修工事が着工された建物

平成 27 年度中に竣工する場合に限り、平成 27 年 4 月以降の指定申請受理分であっても、1 の要件及びその他の指定上の基準を満たす場合は、1 と同様の取扱いとする。

3 関係通知等

(1) 厚生労働省基準省令（平成 18 年 9 月 29 日付厚生労働省令第 171 号）

(2) 解釈通知（平成 18 年 12 月 6 日付障発第 1206001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）

(3) 平成 26 年 9 月 22 日付厚生労働省事務連絡

4 本市の取扱いにおける用語の定義

(1) 「マンション等」

「マンション等」とは、いわゆるマンション、アパートなどの構造を有する建物を指すものとする。すなわち、各世帯が使用する部分が基本的に独立しており、各世帯同士の行き来が不可能であり、かつ建物の出入口から住戸の玄関にいたる階段、廊下等の共用部分を有するものをいう。

また、複数の共同生活住居の設置が可能な「マンション等」以外の建物とは、1 つの建物に 2 つ以上の住戸があり、各世帯の使用部分が独立し、各世帯同士の行き来が内部で不可能であり、かつ建物の出入口から住戸の玄関に至る階段、廊下などの共用部分がないものを想定している。

なお、戸建住宅や寮などの建物については、建物構造上、独立性が確保された住戸が複数存在しないため、複数の共同生活住居の設置はできない。

(2) 「新築」と「既存」

「新築」とは既存でない建物を指し、「既存」とは、竣工より 1 年以上経過した建物を指すものとする。なお、土地所有者がグループホームの用途を目的として建物を新築し、当該建物をグループホームを運営する事業者賃貸する形態（いわゆる建て貸し）は、竣工後 1 年間は新築とみなす。

(指定事業係事業者指定担当)